

## 令和3年度財政健全化比率について

### 一財政健全化比率一

財政健全化比率（4つの指標）には、早期健全化基準と財政再生基準が設けられています。早期健全化基準を上回ると財政健全化計画を策定し、自主的に改善に取り組まなければなりません。財政再生基準を上回ると財政再生団体となり、国や県の関与を受けて財政の再建を行うこととなります。

令和3年度決算における財政健全化比率はすべて早期健全化基準を下回っており、実質公債費比率は令和元年度と比較し減少していますが、将来負担比率については増加しています。

項目	町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	14.89%	20.00%
連結実質赤字比率	—	19.89%	30.00%
実質公債費比率	9.9%（10.6%）	25.0%	35.0%
将来負担比率	24.0%（27.2%）	350.0%	

（ ）は令和2年度決算における比率

○実質赤字比率＝標準財政規模に対する、普通会計の実質赤字の割合を表す指標

○連結実質赤字比率＝標準財政規模（※）に対する、町の全ての会計の実質赤字の割合を表す指標

○実質公債費比率＝一般財源を普通会計の公債費、公営企業会計や一部事務組合への繰出金や負担金のうち公債費相当分に充てられた割合を表す指標

○将来負担比率＝標準財政規模に対する、将来一般会計などで負担することが見込まれる金額の割合を表す指標

※標準財政規模＝その年度に入ると推測される一般財源を全国統一のルールで計算した額

—資金不足比率—

公営企業会計の資金不足額（赤字）の割合を示す資金不足比率についても、町の公営企業会計（農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計、水道事業会計）は、いずれも資金不足額がありませんので、該当しません。

特別会計の名称	資金不足比率（％）	判断基準（％）
農業集落排水事業特別会計	—（—）	20.0%
公共下水道事業特別会計	—（—）	20.0%
水道事業会計	—（—）	20.0%

（ ）は令和2年度決算における比率